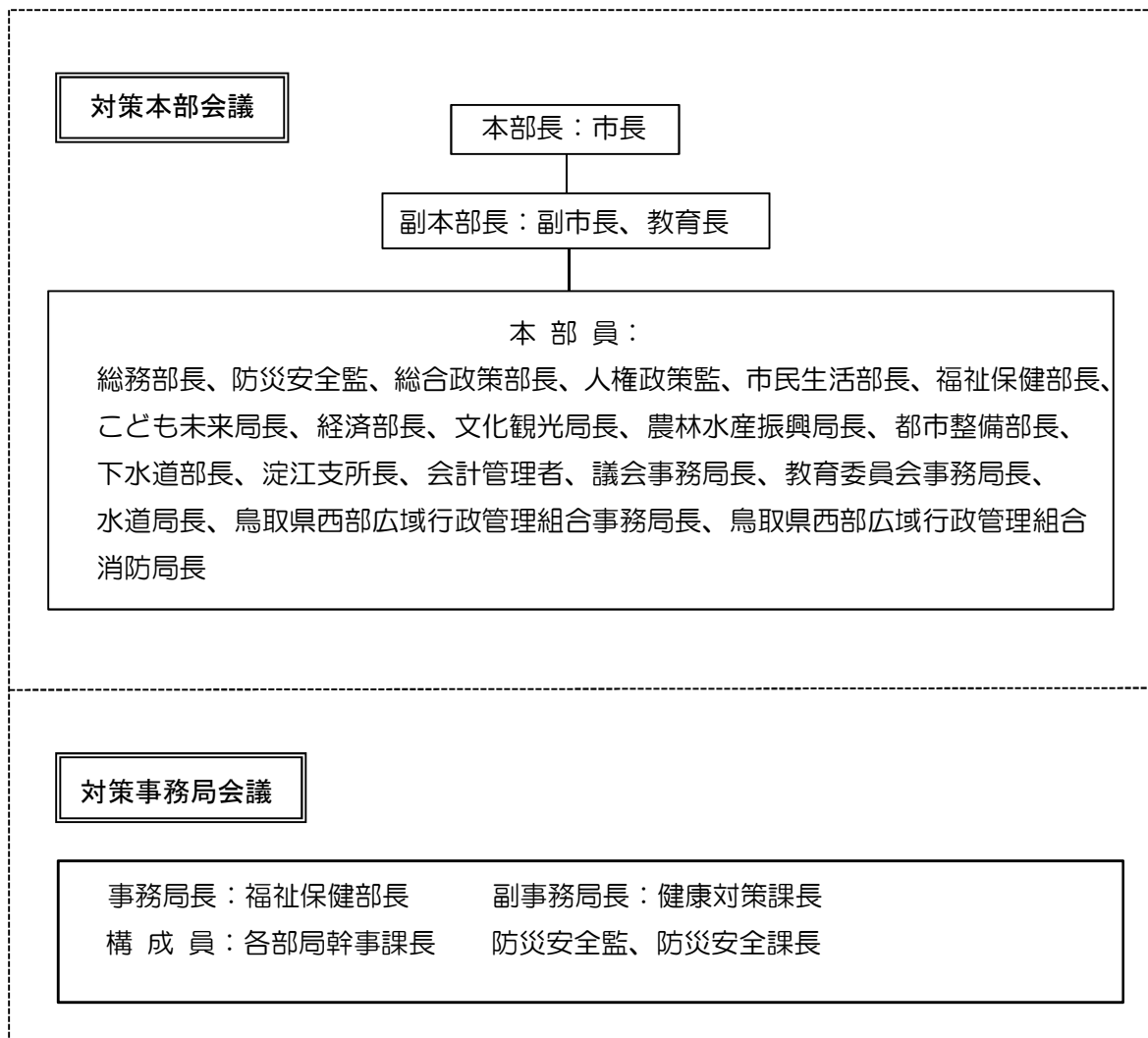


米子市新型コロナウイルス感染症対策本部 体制図



○ 対策本部の設置について

(1) 設置目的

国及び鳥取県の新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を受け、国及び鳥取県との連携体制を強化し、本市における新型コロナウイルス感染症への対策を推進するもの。

(2) 設置期日

令和2年1月31日 午後4時30分

※国・鳥取県と同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく設置ではありません。